

## 6. 廃棄物

### (1) 産業廃棄物の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)では、次のように産業廃棄物の種類を定めています。(H18年10月現在)

	種類	適用	業種指定	
産業廃棄物	1 燃 え 殻	石炭灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ		
	2 汚 泥	排水処理後及び各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥、建設工事汚泥等		
	3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等		
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液		
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ廃液		
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)など固形状及び液状のすべての合成高分子化合物		
	7 紙 く ず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず	有	
	8 木 く ず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、木材又は木製品の製造業(家具製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業から生ずる木材片等	有	
	9 織 維 く ず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、繊維工業(衣服、その他の繊維製品製造業を除く。)から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	有	
	10 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有	
	11 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物		
	12 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ		
	13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等		
	14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、レンガくず、廃石膏ボード等		
	15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、粉炭かす、鋳物砂等		
	16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート片、アスファルト片、レンガ等		
	17 家 畜 の ふ ん 尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有	
	18 家 畜 の 死 体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有	
	19 ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじん、集じん施設によって集められたもの		
	20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		
	輸入された廃棄物	航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物		
特別管理産業廃棄物	廃 油	廃油のうち揮発油類、灯油類、軽油類		
	廃 酸	水素イオン濃度指数(pH)2.0以下の廃酸		
	廃 アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)12.5以上の廃アルカリ		
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等		
	特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物	廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが付着し又は封入された又は廃プラスチック類若しくは金属くず、ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず又はがれき類	
	廃 石 綿 等	建築物その他工作物から除去した石綿、石綿含有保温材、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等		
	その他の有害産業廃棄物	特定の施設等から発生した燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等のうち、有害物質が環境省令で定める判定基準に適合しないもの		

なお、アスベストを含む廃棄物は、特別管理産業廃棄物の廃石綿等の他に石綿含有産業廃棄物があります。

石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものです。(ただし、廃石綿等を除く。)

廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としています。なお、有価物及び次のものは、廃棄物処理法の対象となりません。

①気体状のもの、②放射性物質及びこれによって汚染されたもの、③港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの、④漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの、⑤土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

(2) 産業廃棄物処理業による処理の実績 (15・16年度)

ア 中間処理

(単位：t)

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計			
	15年度	16年度	15年度	16年度	15年度	16年度		
産業廃棄物	燃え殻	30,474	32,778	10,136	14,884	40,611	47,662	
	汚泥		431,270	507,624	1,481,829	1,286,357	1,913,099	1,793,982
		うち建設汚泥	247,209	322,297	1,317,361	1,148,941	1,564,570	1,471,237
	廃油	35,419	56,044	69,238	99,812	104,657	155,856	
	廃酸	527	3,217	3,964	11,033	4,491	14,250	
	廃アルカリ	7,818	25,233	7,693	8,454	15,511	33,687	
	廃プラスチック類	288,551	144,407	131,612	83,962	420,163	228,369	
	紙くず	38,216	50,448	30,860	19,168	69,075	69,615	
	木くず	149,830	264,246	87,236	136,204	237,066	400,449	
	繊維くず	5,375	5,641	2,901	3,074	8,276	8,715	
	動植物性残渣	36,567	34,516	14,380	20,400	50,947	54,916	
	がれき類	2,828,214	2,637,015	821,227	735,985	3,649,441	3,373,000	
	金属くず	113,292	175,887	58,148	38,152	171,441	214,039	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	193,414	344,079	125,600	108,032	319,014	452,111	
	鉱さい	171,312	3,537	114,343	97,893	285,655	101,431	
	ゴムくず	1,775	2,035	1	25	1,776	2,060	
	ばいじん	1,668	4,310	3,991	15,335	5,659	19,645	
	家畜ふん尿	1,066	1,552	0	0	1,066	1,552	
小計	4,334,789	4,581,246	2,963,158	2,745,322	7,297,948	7,326,567		
産業廃棄物 特別管理	廃油	7,756	10,065	6,657	10,483	14,412	20,548	
	廃酸	13,003	14,329	17,289	22,128	30,291	36,458	
	廃アルカリ	21,816	26,963	100	3,021	21,916	29,984	
	感染性産業廃棄物	6,247	8,094	9,108	10,828	15,355	18,921	
	特定有害廃棄物	3	563	0	923	3	1,486	
	小計	48,824	60,014	33,153	47,383	81,978	107,397	
合 計	4,383,614	4,641,260	2,996,311	2,792,704	7,379,925	7,433,964		
県内・県外の割合(%)	59.4	62.4	40.6	37.6	100.0	100.0		

(注) 千葉市、船橋市分を含む。

イ 最終処分

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計			
	15年度	16年度	15年度	16年度	15年度	16年度		
産業廃棄物	燃え殻	28,486	40,272	907	719	29,393	40,991	
	汚泥		180,765	154,399	36,912	7,930	217,677	162,329
		うち建設汚泥	44,085	1,659	33,189	109	77,274	1,768
	廃プラスチック類	94,521	68,760	32,255	25,440	126,776	94,201	
	木くず	872	951	0	324	872	1,276	
	動植物性残渣	0	989	0	0	0	989	
	ゴムくず	124	157	1	15	125	172	
	金属くず	8,411	8,252	2,645	4,090	11,056	12,343	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	61,598	92,283	23,832	47,288	85,430	139,571	
	がれき類	25,885	33,799	4,981	29,840	30,866	63,638	
	鉱さい	2,223	2,921	1,011	700	3,234	3,621	
	ばいじん	35,952	35,579	3	472	35,955	36,052	
	その他	90	4,558	0	874	90	5,432	
	小計	438,928	442,920	102,547	117,692	541,474	560,612	
特別管理産業廃棄物(廃石綿等)	852	491	1	2	853	493		
合 計	439,780	443,411	102,548	117,694	542,327	561,105		
県内・県外の割合(%)	81.1	79.0	18.9	21.0	100.0	100.0		

(注) 千葉市、船橋市分を含む。

(3) 廃棄物処理法第15条に規定する許可施設の設置状況 (18年3月末現在)

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計
中間処理施設	汚泥の脱水施設	122	10	132
	汚泥の乾燥施設 (機械乾燥)	9	5	14
	汚泥の乾燥施設 (天日乾燥)	2	1	3
	汚泥の焼却施設	7	20	27
	廃油の油水分離施設	3	11	14
	廃油の焼却施設	13	16	29
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	1	3	4
	廃プラスチック類の破碎施設	0	48	48
	廃プラスチック類の焼却施設	15	19	34
	木くず又はがれき類の破碎施設	35	139	174
	金属等を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	0	0
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	2	1	3
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0	0	0
	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	2	0	2
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	1	0	1
	木くず等の焼却施設	10	37	47
	合計	222	310	532
	最終処分場	安定型	4	13
管理型		6	9	15
遮断型		2	0	2
合計		12	22	34

- (注) 1. 千葉市、船橋市内の施設を含む。  
 2. 最終処分場は容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。